



● 清らかな湧水があふれる大地を次代へ
**「遊佐町の健全な水循環を
保全するための条例」を制定**

鳥海山への降雨降雪がもたらす湧水や地下水。それらは水道水や農業用水などすべての町民の貴重な水資源として古来より人々の生活を支え、さらに地域の誇りである多様で比類のない湧水形態を今も町内に維持しています。このような鳥

海山の健全な水循環がもたらす恵みを将来の町民や町を訪れる人々も享受できるよう、町内の健全な水循環を守り、日本海に裾野を洗う秀麗な鳥海山と清らかな湧水が溢れる大地を次代に継承するため、この条例を制定しました。

調査研究・検討を重ねる

近年、町民の生活や産業活動により、水循環に様々な影響が現れるようになったことから、町では平成22年より条例の制定に向けて研究・検討を行ってきました。平成24年12月に開催した「鳥海山フォーラム」では、平成22年から実施してきた地下水脈の調査結果が発表され、吉出山周辺の湧水の水源涵養域が明らかになったほか、水環境の保全のためには予防原則が重要であるとの報告がなされました。さらに、平成24年7月には「遊佐町水循環保全条例（仮称）検討会議」を設置。新たな条例の

条例制定までの主な経過

- ・平22：10月～平23：11月 鳥海山環境保全条例研究会の設置
- ・平22：11月～平24：12月 地下水脈等調査事業実施
- ・平24：7月～平25：6月 遊佐町水循環保全条例（仮称）検討会議の設置
- ・平25：3・29～4・30 条例骨子（案）のパブリックコメント実施
- ・平25：6月 6月議会定例会で可決・成立

制定に向けて、5回にわたり検討を重ねました。

そして条例骨子（案）を作成し、一ヶ月間のパブリックコメントを実施して最終的な意見集約を行い条例案を作成。6月議会において全会一致で可決・成立し、7月1日から施行しました。

条例の目的

この条例は、町内の健全な水循環の保全を図るため、必要な施策の基本となる事項並びに土地の利用、地下水の利用と良好な水質の確保に関することを定め、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、将来にわたる健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

条例の基本理念

町内の水循環を形成する地下水及び湧水（地下水等）は、鳥海山の豊かな森林等に支えられており、それらは町民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であることから、地下水等を公共水（公共性のある水のこと）と位置付けます。そして、町や事業者、町民等は、健全な水循環の保全に関する施策に連携・協働して取り組むことを定めています。

また、地下水脈は、現代の科学においてその全容を解明することは困難であり、一旦損傷した場合の復旧が不可能又は極めて困難であることから、その保全を図る施策は予防原則に基づくものでなければならぬと定めています。

町・事業者・町民の責務

基本理念にのっとり、町・事業者・町民等のそれぞれの責務が次のように定められています。

〔町〕健全な水循環の保全を図る施策を総合的かつ計画的に推進する責務。

〔事業者〕健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、水資源の適正な利用に努める責務。

また、当該事業活動が健全な水循環の保全に影響をもたらすおそれがあるときは、必要に応じて予防的な対策に自ら努め、健全な水循環の保全のために町が実施する施策に協力するよう努める責務。

〔町民等〕健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、健全な水循環の保全のために町が実施する施策に協力するよう努める責務。

用語の定義

「水循環」

自然界において、降水が地表水として、又は地中に浸透し地下水として流れて海に至り、その過程において大気中に蒸発して再び降水になる一連の水の動きのことです。

「健全な水循環」

水循環において、地下水を涵養する機能、土壌が水を浄化する機能その他の水循環の有する機能が十分に発揮され、人間の社会生活の営みと水環境その他の自然環境の保全との適切な均衡が確保されている状態のことです。

「予防原則」

健全な水循環に、長期にわたる極めて深刻な影響や回復困難な影響をもたらすおそれがある場合においては、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、その原因となる行為や将来の影響について、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じて予防的な対策を講ずる原則のことです。

保全のための 新たな施策

条例でかかげた基本理念のもとに、町は「遊佐町水循環保全計画」を策定し、清らかな湧水があふれる大地を将来にわたって守るための目標や具体的な施策を定めます。また、「水源保護地域」及び「水源涵養保全地域」の2つの地域指定を行い、開発行為や井戸の設置についての規制を設けます。

水循環保全計画の策定

健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「遊佐町水循環保全計画」を策定するものとしています。この計画では、次に掲げる事項について定めるものとしています。

- (1)健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策に関すること
- (2)森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策に関すること
- (3)地下水の適正な利用及び良好な水質を確保するための施策に関すること
- (4)遊佐町水循環遺産の保全及び活用に関すること
- (5)事業者及び町民等の健全な水循環の保全に関する理解の促進に

関すること

(6)その他、健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なこと

「水源保護地域」及び「水源涵養保全地域」の指定

条例の基本理念に基づき、町は「水源保護地域」「水源涵養保全地域」として指定します。この地域に指定された土地では、開発行為や井戸の設置についての規制を受けることとなります。具体的な地域の選定・指定は今年の12月までに行う予定です。

「水源保護地域」

水道水または公共の用に供されている地下水等の水源（農業用水、漁業用水など）を保全するため、特にその周辺の保護が必要と認められる地域をいいます。

「水源涵養保全地域」

森林等の水源を涵養する機能（地表の水が地下に浸透すること）を維持するために保全を図る必要がある地域のことをいいます。町の環境基本計画に記載している湧水ベルトのほか、水道水や農業用水などの水源の上流域を指定する予定です。

協議対象事業の事前協議

「水源保護地域」や「水源涵養保全地域」における開発行為については、表1の「協議対象事業」に該当する場合は規模に関係なく事前協議を行うことを定めています。そして、協議の結果規制対象事業に該当しないと判断された事業について、着手が認められることとなります。協議にあたっては、水環境保全

審議会の意見を聴いた上で規制対象事業にあたるかどうかを判断するほか、近隣住民などをはじめとする関係者を対象とした説明会の開催を義務付けています。



表1

協議対象事業

- (1)土石又は砂利を採取する事業
- (2)畜産事業場（動物の飼育を行う施設をいう。）を設置する事業で、規則で定めるもの
- (3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する事業
- (4)その他土地の形質を変更する事業で、規則で定めるもの

規制対象事業

- (1)森林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業
- (2)地下水等の水質悪化をもたらすおそれがある事業
- (3)地下水脈を損傷するおそれがある事業
- (4)水道水、農業用水または漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業

表 2

届け出が必要な井戸の規模	
区 分	吐出口の断面積
水源保護地域	4 cm ² 以下の井戸 (例：VP φ20ミリ以下) ※これを超える井戸は設置禁止
上記以外の地域	10cm ² を超える井戸 (例：VP φ40ミリ超)

※ VP…塩化ビニール管のこと

井戸を設置する際は届け出が必要に

「井戸」とは、自噴井戸、または動力を用いて地下水を採取する井戸のことをさし、今後町内で井戸を設置する場合は、井戸の設置に着手する日の60日前までに届け出が必要になります。届出対象となる井戸の規模は表2のとおりです。また、特に「水源保護地域」においては、吐出口の断面積が4cm²を超える井戸の設置は禁止されます。

条例は7月1日より施行されていますが、井戸の届け出義務について

表 3

届出の内容
(1)井戸設置(予定)者の住所及び氏名(法人又は団体にあつては、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)
(2)井戸の設置場所およびストレーナーの位置
(3)井戸の吐出口の断面積
(4)取水する地下水の用途
(5)地下水の取水開始予定日
(6)揚水機の揚水能力及び一箇月の取水予定量



いては平成26年1月1日より施行されます。また、届出対象となる井戸を施行日以前よりすでに設置している場合は、施行日から起算して90日以内に届け出ていただくこととなります。

「遊佐町水循環遺産」の指定

このほか、条例では次代に継承すべき貴重な水循環を象徴する地下水等や、それを利用するための構築物や河川、景観等を「遊佐町水循環遺産」に指定することができます。指定の基準等については、審議会の意見を聴いた上で今後制定してまいります。



県も「水資源保護条例」を制定

自然環境の保全に対する県民意識の高まりなど社会情勢の変化をうけて、県は今年4月に「山形県水資源保全条例」を制定しました。この条例では、水資源を将来の世代に継承するためその保全を適切に行うよう定めたほか、適正な土地利用を図る必要がある地域を「水資源保全地域」に指定し、そ

の土地の所有者が売買契約を結ぶ場合や、事業者が開発行為を行うとする場合に事前の届け出を義務づけるなど、環境保全の観点から開発行為を指導できる体制を整えました。今後は町と県がこれまで以上に連携を密にとりあい、水循環の保全に取り組んでいきます。

今後、町は水環境保全審議会を設置し、「水源保護地域」「水源涵養保全地域」の指定や「水循環保全計画」の策定など、町の健全な水循環を保全するための施策を推進していきます。すべての町民の貴重な財産である遊佐町の水循環を次代へ継承するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

● 図／企画課企画係

☎ 72-4523

